



秋田県公報

目次

ページ

告示

○市町村が処理することとする権限委譲対象事務の範囲等の一部改正(二三二・分権改革推進室)……………1

告示

秋田県告示第二百三十二号
 市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等(平成十八年秋田県告示第三百三十六号)の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から施行する。
 平成十九年三月三十日

秋田県知事 寺田典城

第二十一号の表中「平成十九年一月一日」を「平成十九年四月一日」に改める。
 第二十九号の表中「平成十七年四月一日」を「平成十九年四月一日」に改める。

正誤

ページ 段 行 誤 正

(印刷誤り)
 平成十八年九月二十九日(号外第三号)掲載の秋田県告示第七百九号は、第七百八号の誤り

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄